

解禁日： 有（令和 年 月 日） ・ 無

令和 7 年 7 月 14 日

報道関係者 様

守口市報道提供資料

精神障がい者保健福祉手帳等一式の誤送付について

1. 概要と事実経過

令和 7 年 7 月 5 日（土）、A 氏から宿直へ「自分以外の身体障がい者手帳が届いた。」との連絡がありました。翌開庁日である 7 日（月）、宿直から障がい福祉課へ同内容の報告があり、誤送付の可能性があることが分かりました。速やかに A 氏へ確認の連絡をしたところ、2 日後の 9 日（水）夕方に A 氏と連絡がつき、B 氏の精神障がい者保健福祉手帳等一式を誤送付していたことが判明しました。

2. 個人情報の内容

B 氏の精神障がい者保健福祉手帳に記載されている氏名・住所・生年月日・等級

3. 判明後の対応

7 月 11 日（金）10 時に A 氏宅に伺い、誤送付したものを回収しました。また、同日 11 時に B 氏へ連絡の上、自宅に訪問し、経過説明と謝罪を行い、手帳等一式を届けました。

4. 発生原因

B 氏へ手帳等一式を送付するため、B 氏の宛名のみを印刷しようとしたところ、印刷する必要がない A 氏の宛名も同時に印刷されていたことに気づかず、A 氏の宛名を切り取って封筒に貼り付け、B 氏の手帳等一式を封入封緘してしまったものです。本来であれば、貼り付けた宛名と手帳を確認すべきところですが、その確認を失念したものです。

5. 再発防止について

個人情報を含む文書等の封入作業については、複数人による確認作業を実施しているところですが、1 件のみを送付する際についても複数でチェックすることを徹底するとともに、手帳情報は秘匿性の非常に高い情報であることから、細心の注意を払い業務を行うように職員に対し指導徹底いたしました。

今後、このような結果が起こらないように、再発防止に取り組んでまいります。

問合せ：守口市役所健康福祉部障がい福祉課

電話 06-6992-1630（直通）